

福祉住宅(高齢者・障害者向け)

生活協力員募集のしおり

福祉住宅とは、住宅に困っているご高齢の方や障害をお持ちの方が安心して暮らせるように、安否確認自動装置(一定時間居室内で入居者の動きが無いとき、生活協力員室のブザーが鳴り安否確認を促す装置)やナースコール等を設置した住宅です。

今回の募集は、高齢者・障害者の入居者募集ではなく、福祉住宅の生活協力員の居室に入居し、業務を行う方を募集するものです。

募集住宅	巣鴨つつじ苑(巣鴨 4-15-11) 居室:メゾネット仕様住宅 (詳しくは生活協力員居室間取りをご確認ください)
------	--

募集人数	1名
------	----

募集受付期間	令和8年2月1日(土)～2月16日(月) 必着 午前8時30分～午後5時15分
--------	--

受付場所	住宅・マンション課 窓口 (豊島区役所 本庁舎6階)
------	----------------------------

応募資格	<p>次の①～⑥の全ての要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 25歳以上55歳未満(令和8年4月1日時点)であること。 ② 配偶者とともに生活協力員用住宅に入居し、在宅が可能な方 (子どもの同居可) ③ 配偶者を生活協力員補助員として登録ができ、生活協力員が不在の時 などに対応ができること ④ 住民税を滞納していないこと ⑤ 現在、賃貸住宅に住んでいる方 ⑥ 高齢者・障害者福祉に理解があること
------	--

応募方法	<p>申込書に必要事項を記入し、次の①～⑤の書類とともに持参または郵便で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 世帯全員の住民票(続柄の記載のあるもの) ② 世帯全員分の令和7年度住民税納税証明書又は非課税証明書 ③ 本人の履歴書(写真添付) ④ 現在住んでいるアパート等の賃貸借契約書の写し ⑤ 応募シート
------	--

主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ①安否確認自動装置等で安否確認を行う。 ②ナースコールや火災警報、エレベーター警報等緊急事態発生の場合の 応急措置や関係機関への連絡等を行う。 ③急病、事故等の緊急時に、救急車等の手配を行う。 ④定期的及び必要に応じ関係機関との連絡を行い、月に1度は来庁し区に 報告(日誌等の提出)をする。 ⑤居住者のコミュニティづくりに努め、居住者がお互いに協力し、助け合つ ていけるような環境づくりに取り組む。 ⑥鍵の保管、設備等保守点検の完了確認等の福祉住宅に附帯する施設及 び設備の管理補助を行う。 ⑦関係書類の配付等住宅・マンション課からの依頼事項を行う。 ⑧その他共用部分の清掃等、福祉住宅の円滑な運営のために必要な措置 を行う。
--------	--

勤務日・時間	毎週月曜日から金曜日(土日祝日を除く) 原則 午前10時～12時 午後4時～6時 ただし、緊急時対応は原則として24時間対応とする。 ※令和8年3月の引継ぎ期間に関しては、勤務時間帯が変更になる可能性あり
--------	---

委嘱及び任期	任期は、令和9年3月31日までとして委嘱する。任期は1年更新とする。 任期の更新は59歳まで可能とし、60歳に達したときは、次の3月31日までを任期とする。 ただし、60歳に達したあとも、引き続き生活協力員として再委嘱を受けた場合は、年齢が65歳に達した次の3月31日までを任期とし、更新はしない。 次の事項が生じたときは、委嘱期間中でも委嘱を解くことができる。 ① 心身の故障等により生活協力員としての役割を担うことが難しいとき。 ② 生活協力員としてふさわしくない行為があつたとき。 ③ 生活協力員及び同居者が住宅の管理上支障がある行為をしたとき。 ④ 本人から辞退の申し出があつたとき。
--------	---

謝礼金	月額78,000円（令和8年2月現在） ただし、1週間以上その職務を遂行できないときは、日割り計算により減額する。
-----	--

住宅使用料	無償提供
-------	------

費用負担	① 居室部分の光熱水費及び本人の責に帰す事由による修繕等の費用 ② 協力員が設置した電話の通話料、テレビ受信料、居室内の蛍光灯等の消耗品等の費用 ③ その他、社会通念上利用者が負担すべきもの
------	---

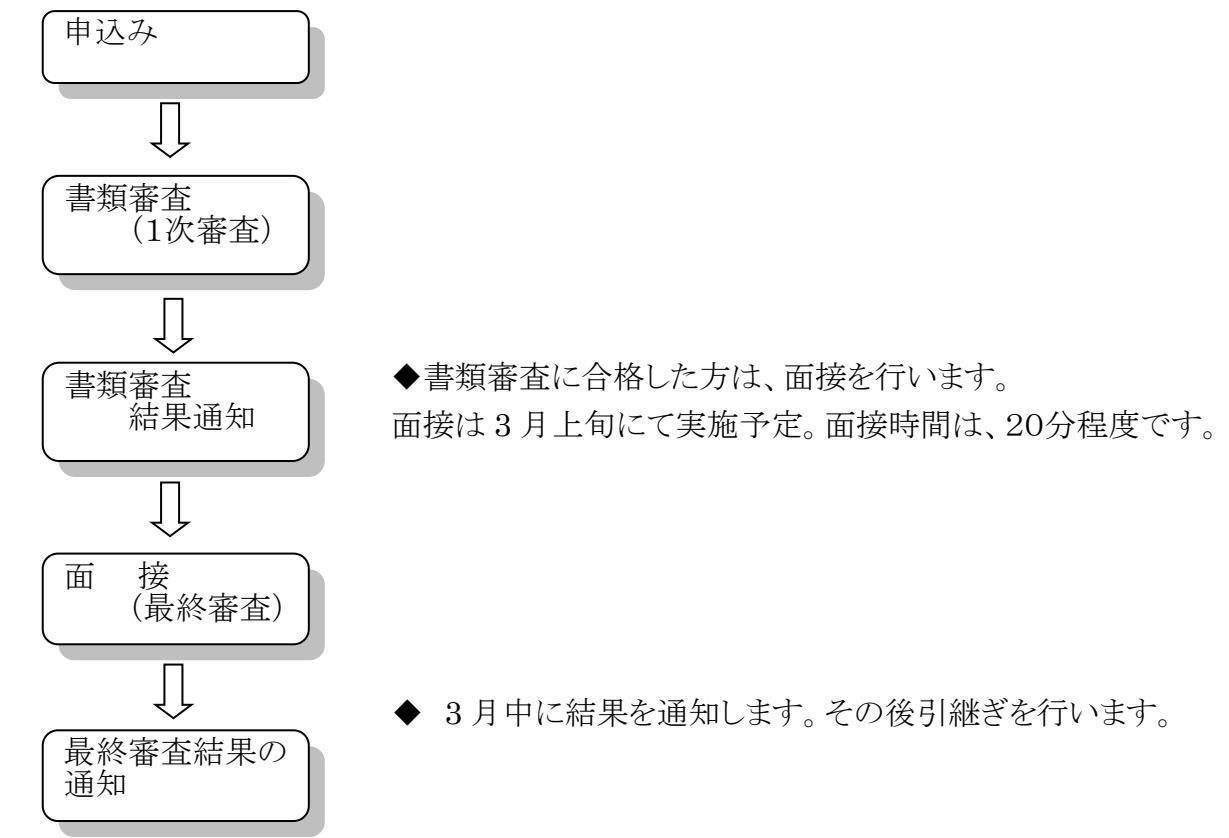
遵守事項	<ul style="list-style-type: none">① 居室を転貸しないこと② 協力員委嘱の際に同居された親族以外の者を同居させうこと③ 居室の造作をしないこと④ 居室を目的以外の用途に利用しないこと⑤ 居室の利用については必要な注意を払い、これを正常な状態において維持すること⑥ 事務所は業務以外に使用しないこと
------	--

参考:
巣鴨つつじ苑
生活協力員
居室間取り

※メゾネットタイプ

巣鴨つつじ苑 生活協力員室

◇今後の予定



◇生活協力員に決定した方

必要手続き

◆令和8年3月中に必要な手続きをしていただきます。

引継ぎ

◆令和8年3月に引継ぎを行います。(2週間程度の予定)

業務開始

◆令和8年4月1日～

※生活協力員室の原状回復工事が終わるまでの4月、5月は
通いで勤務していただきます。原状回復の工事終了後入居となります。

入居

◆令和8年6月以降、入居可能(予定)

生活協力員室の原状回復工事終了後、入居になります。

豊島区の福祉住宅一覧

1. 要町つつじ苑	豊島区要町3-9-16
2. 千川つつじ苑	豊島区千川2-9-10
3. 巣鴨つつじ苑	豊島区巣鴨4-15-11
4. 長崎つつじ苑	豊島区長崎6-34-10
5. 西池袋つつじ苑	豊島区西池袋3-11-10
6. 西巣鴨つつじ苑	豊島区西巣鴨2-1-4
7. 南大塚つつじ苑	豊島区南大塚1-8-12
8. 南長崎つつじ苑	豊島区南長崎1-14-9
9. 北大塚つつじ苑	豊島区北大塚1-33-22
10. 池袋つつじ苑	豊島区池袋2-23-14
11. 池袋本町つつじ苑	豊島区池袋本町1-30-14
12. 高田つつじ苑	豊島区高田1-2-12
13. 南長崎第二つつじ苑	豊島区南長崎2-2-16